## 第5次総合計画 中期戦略事業プラン 事務事業評価シート

事業名	市民相談事業	事業番号	38-103		
	部名	課名	課等の長		
事務事業担当	市民生活部	大津 隆治	人権·広聴相談課	袓	1田 まゆみ

			計	画		(Plan)				
		まちづく	くり目標	5	みんなで考え行	動するまち				
<b><u> </u></b>		基本	政策	10	市民と行政がとも	もに力を合わせて歩むまちづくり				
総合計画体系	自治力	施策展開	開の方向	17	地域の力が発揮	也域の力が発揮できるまちをつくる				
		施	策	38	市民に身近な市	役所づくりの推進				
予算事業名	市民相談事務費									
了异学术句	消費者保護事業費									
<b>事務区分</b> 〔選択〕	自治事務	○法定受	託事務	(選	択してください)→	法令上の位置づけ	<b>大</b> 義務で	がけ規定がある		
事業開始年度	開始年度		平成30年	F度以前	~	終了年度		-		
関連法令等	消費者基本法、汽	肖費者安全沒	法							
国・県の計画等	国】消費者基本記	十画 県】	かながわ消	肖費者施	策推進指針	計画期間	県) 20	15~2019 15. 3月改定 おおる ごと見直し		
関連個別計画						計画期間				
実施の背景 (事業を取りまく環境 ・市民ニーズ)	の向上を図るため	う、市民にと の変化に伴	って身近で い悪質商法	・利用し <sup>ょ</sup> まによるト	やすい市民相談の ・ラブルや架空請求	継続的な実施は重	要です。	います。市民サービス を介した消費者被害		
目 的 (何をどうしたいのか)					に対応するため、ī おける消費生活材		目談をはい	じめ、弁護士による治		
							目談をはい	じめ、弁護士による私		
(何をどうしたいのか) 	律相談などの特別 市民 ・市職員による一 ・弁護士による法 (特別相談:法律 政書士相談) ・消費生活センタ	別相談や、注 般相談を実 律相談など 相談、登記・ 一における	当費生活セ 施します。 の各種「特・ 相続・多重 消費生活札	ンターに 別相談」 遺債務相 目談業務	おける消費生活を を実施します。 談、社会保険労務を実施します。	目談を実施します。 士相談、税務相談	、行政相			
(何をどうしたいのか) 主な対象 (誰・何を対象に) 事業内容	律相談などの特別 市民 ・市職員による一 ・弁護士による法 (特別相談:法律 政書士相談) ・消費生活センタ	別相談や、注 般相談を実 律相談な登記・ 一におけるさ イング等を記	当費生活セ 施します。 の各種「特・ 相続・多重 消費生活札	ンターに 別相談」 遺債務相 目談業務	を実施します。 談、社会保険労務 を実施します。 心の未然防止の啓	目談を実施します。 士相談、税務相談 発活動を実施しま <b>年度</b>	、行政相 す。 :	じめ、弁護士による治		
(何をどうしたいのか) 主な対象 (誰・何を対象に) 事業内容	律相談などの特別 市民 ・市職員による一 ・弁護士による法 (特別相談:法律 政書士相談) ・消費生活センタ	別相談や、注 般相談を実 律相談などら 相談、登記・ 一における イング等を注 <b>項目</b>	当費生活セ 施します。 の各種「特・ 相続・多重 消費生活札	ンターに 別相談」 遺債務相 目談業務	を実施します。 談、社会保険労務 を実施します。 レの未然防止の啓 平成30年度 一般相談及び特 相談の年間を通	世界の 主相談、税務相談 発活動を実施しま 年度 令和元4 中別 一般相談及 でに、相談の年間。	。、行政相 す。 : <b>・   <b>・   ・</b> <b>・   ・   ・   ・   ・  </b> <b>・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・  </b></b>	ま談、不動産相談、行 <b>令和2年度</b> 一般相談及び特別 相談の年間を通じ		
(何をどうしたいのか) 主な対象 (誰・何を対象に) 事業内容	律相談などの特別 市民 ・市職員による一・弁護士による法(特別相談:法律政書士相談)・消費生活センタ・市政出前ミーテ	別相談や、注解相談を実得相談などに 相談、登記・ 一におけるご イング等を注 項目	施します。 の各種「特」 相続・多重 消費生活材 所用し消費	別相談」別相談」目談業務者トラブ	を実施します。 談、社会保険労務 を実施します。 ルの未然防止の啓 平成30年度 一般相談及びや	世界	す。 す。 <b>:                </b>	ま談、不動産相談、行 <b>令和2年度</b> 一般相談及び特 相談の年間を通じ 実施		
(何をどうしたいのか) 主な対象 (誰・何を対象に) 事業内容 (手段、手法など)	律相談などの特別 市民 ・市職員による一・弁護士による法(特別相談:法律政書士相談)・消費生活センタ・市政出前ミーテ	別相談や、注解相談を実得相談などに 相談、登記・ 一におけるご イング等を注 項目	施します。 の各種「特」 相続・多重 消費生活材 所用し消費	別相談」別相談」目談業務者トラブ	を実施します。 を実施します。 を実施します。 いの未然防止の啓 平成30年度 一般相談及び特 相談の年間を通 実施	世界	す。 す。 <b>:                </b>	ま談、不動産相談、行 <b>令和2年度</b> 一般相談及び特別 相談の年間を通じ 実施		
(何をどうしたいのか) 主な対象 (誰・何を対象に) 事業内容 (手段、手法など)	律相談などの特別 市民 ・市職員による一・弁護士による法(特別相談:法律政書士相談)・消費生活センタ・市政出前ミーテ	別相談や、注解を実に、 般相談を実に、 は相談、登記・ ではいいで等を記する。 ではいいでは、 ではいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではい	施します。 の各種「特」 相続・多重 消費生活材 所用し消費	別相談」 直債務相  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を実施します。 を実施します。 を実施します。 いの未然防止の啓 平成30年度 一般相談及び特 相談の年間を通 実施	世界 (本)	:、行政相 す。 <b>  下度</b>   び特別   で通じた   の受講	ま談、不動産相談、行 <b>令和2年度</b> 一般相談及び特別 相談の年間を通じ		

							事	業	実	施		(D	o)				
			組方針」 事業評価)														
				○すべて	直接実	<u></u> 施	(	● 左	記以外								
		実施ス	方法	✓ 業務委託 □ 指定管理					委託先又	スは指	肯定 <b>管</b> 理者	神奈川!	県弁護士会	≧、神?	奈川県司法書士	会	
	(3	選択・	記入〕	□ 補助金				補助先									
				□ その他					具体の内容								
				項目						117	成30年度	年度 全和二左中 全和0左中				<b>*</b>	
	実施結果			市民相談事業							<b>迷</b> 続実施	令和元年度 令和2年度			×		
				消費生活相談員の資質向上に向けた取組				取組	糸	迷続実施	<b></b>						
				<b>土啦口</b>	ing L	n. Lm 3/2 /2 /2 ***	: 1 )= 2	VI	/tr. Lm 3/2 )	12.00	5 1544 partinate	201/ 큐브 컨	7m 1 - 2 - 2 -	)= `	いたすが悪りで	Jun ⇒ık	
9	実施 し	した取	組の内容	市職員によ 等を実施し	る一般ました	対相談や弁護	士によ	る法	年 付 談 な	との <sub>1</sub>	各種特別相談、	消賀生	活センタ	—(C.≱	6ける消賀生活	相談	
				【指標名】			ľ#	目状布	状値】 平成30年度		年度 令和元年度 令和2年月			r#F			
	目柱	票の達	成状況	沙弗·什·沃·伊·粉·			550件	Ė	779/H		TP	11176-T-132	•	13 442-4-7	<u> </u>		
		;	年度	平成30年度 実績					4	令和:	元年度 実績			令和	<b>2年度 実績</b>		
	事業費合計(a)					11,2	277 <b>千</b>	円			0	千円			0	千円	
	国県支出金 ①				2,9	960 <b>干</b>	千円			0		0		千円			
	内	地	!方債 ②	C				円			0	千円	0		千円		
	訳	その	他特財 ③				0 <b>T</b>	円			0	千円			0	千円	
		(a)	-般財源 )-①-②-③			8,3	8,317 千円			0		千円	<b>4</b>		0	千円	
	国県支出金の内容			消費者行政	女推進	事業費補助	金補具	助率	:県10/	10							
] =		の他 受益者負担		○有		• #	į.	前回	の改定時	期							
スト		財の日容	その他														
	人件費	j	正規職員	1	人	8,5	510 <b>千</b>	円	0	人	0	千円	0	人	0	千円	
		その	の他の職員	0.77	人	1,9	933 <b>干</b>	円	0	人	0	千円	0	人	0	千円	
			‡費合計(b)	1.77	人	10,4	143 <b>千</b>	円	0	人	0	千円	0	人	0	千円	
		トータルコスト (a)+(b)				21,7	′20 <del>T</del>	·H			0	千円			0	千円	
	<b>1</b> 44		対 定義			市民	単	位				単位				単位	
	単位 当たり コスト	たり	数対象数			102,4	116	٨									
	総事業費/対象数					2	212 <b>F</b>	7				円				円	

	Ī	平(	西	(Check)
<b>進捗状況</b> 〔選択・記入〕	<ul><li>計画どおり (A)</li><li>概ね計画どおり (B)</li><li>計画どおり進捗せず (C)</li></ul>	А	左記 判断 理由	<ul><li>・市職員による一般相談を実施しました。</li><li>・弁護士による法律相談など各種特別相談を実施しました。</li><li>・消費生活相談員の週5日2人体制を維持しました。</li></ul>
<b>実施水準</b> 〔選択・記入〕	●他市より高い水準で実施(A) ● 他市と同水準で実施(B) ●他市より低い水準で実施(C) ー律に比較できない事業	В	他市事内等 等	・弁護士による法律相談など各種特別相談は、平塚市や秦野市でも同様に実施しています。 法律相談・・伊勢原市週1回、平塚市週2回、秦野市週1回・消費生活相談員は、週5日2人体制としていますが、平塚市や秦野市でも複数人体制で実施しています。 消費生活相談員・・平塚市4人、秦野市2人
<b>有効性</b> 〔選択・記入〕	<ul><li>●高い (A)</li><li>●普通 (B)</li><li>●低い (C)</li></ul>	А	判断	・市民生活に係る様々なトラブルは複雑化しており、市民相談の継続的な実施は重要です。 ・悪質商法によるトラブルや架空請求・不当請求、インターネットを介した消費者被害などの相談は、多様化してきており、消費生活センターの役割は重要です。
<b>効率性</b> 〔選択・記入〕	<ul><li>効率的に実施されている (A)</li><li>改善の余地がある (B)</li><li>抜本的な改善が必要である(C)</li></ul>	А	左記 判断 理由	<ul><li>・弁護士による法律相談など各種特別相談を実施することにより、問題解決に向けたアドバイスを行うことができました。</li><li>・消費生活相談員が、助言を行うことにより、消費者被害の未然防止を図ることができました。</li></ul>



		取糸	且内容	の改善(Action)
所属長 による 今後の 方向性の 判断	<b>方向性</b> 〔選択〕	<ul><li>●現状のまま継続</li><li>●見直しの上継続</li></ul>	事業推 進上の 課題	多様化、複雑化する相談に対応できるよう、相談員のスキルアップが必要と 考えられます。
令和元	年度の取組方針	消費生活相談員のスキルアッ 然防止のため、関係機関との		、多種多様な相談内容に対応できるよう努めます。また、高齢者の被害の未引っていきます。
所管部		関わる様々なトラブルへの相談	炎に的確	を継続的に実施し、また、消費生活相談員の複数人体制により、市民生活に に対応しています。引き続き、悪質商法や架空請求、インターネットを介した 問題に対応できるよう、相談員のスキルアップが必要です。